

様式第2号

都市公園の環境保全に関する協定書

宝塚市公園管理者宝塚市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、相互の積極的な協力により、公園の良好な環境形成を図るため、公園の環境保全について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が公園（以下「公園」という。）を適正に管理し、公園の環境保全を図り、もって公園が地区住民の健康と憩いの場、コミュニティの場となることを目的として締結する。

（業務）

第2条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）公園の維持管理等を行うこと。（次項に規定する乙が行う日常の公園の維持管理を除く。）
- （2）公園内の植栽について、必要に応じ施肥及び薬品防除すること。
- （3）公園施設の管理の不備に起因する損害を賠償すること。（利用者の責に帰すべき事由により生じた損害を賠償することを除く。）

2 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）公園の清掃及び除草並びに低木植栽の剪定を行うこと。
- （2）公園の通常利用に支障をきたす事由が生じた場合に甲へ連絡すること。
- （3）その他灌水等日常の公園の維持管理等を行うこと。
- （4）活動者はボランティア保険に加入すること。

3 甲及び乙は、前2項に規定する業務を行うにあたっては、相互に協力するものとする。

4 公園の維持管理等に係る水道及び電気の使用料は、甲が負担するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条第2項規定する業務について3月末までに甲に年間活動実施報告書を提出し、検認を受けなければならない。

（報奨金）

第4条 甲は、前条の活動を検認後速やかに報奨金を支払うものとし、その額は宝塚市公園環境保全報奨金交付要綱に基づき決定するものとする。

（協定の更新）

第5条 協定の期間は、当該年度末とし、この期間満了までに甲、乙それぞれから意思表示がないときは、毎年度継続更新するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年(年) 月 日

甲 宝塚市東洋町1-1
宝塚市長

乙 団体名
住所
氏名

都市公園名	所在地	面積
公園		m ²

*この協定書の効力は平成 年(年)4月1日からとする。